

進級基準(第 1 学年次～第 5 学年次)

1. 原則として学年制(全単位取得制)を採る。
2. 進級には、当該学年次の履修要件に定められている総ての科目(単位)を履修し、合格の評価を受けなければならない。ただし、少数の不合格科目(単位)がある者についても、教授会で審議を経て特に進級させることがある。
3. 上記2. のただし書きにより進級の認定を受けた者は、その不合格科目(単位)について、新学年次において合格の評価を受けなければならない。新学年次中に合格の評価を受けられなかった者は、次の学年次に進級することはできない。
4. 上記2. のただし書きによる教育的配慮は、教務委員会が指定する特別講義に欠席した者は受けることができない。
5. 原級に留められた者は、当該学年次の履修要件に定められている総ての科目(単位)を改めて履修し、合格の評価を受けなければならない。また、カリキュラム改編に伴い、上記科目(単位)以外に教授会で審議を経て特に教育上必要と認めた科目(単位)については履修し、合格の評価を受けなければならない。
6. 兵庫医科大学研究医コースに係る進級等の取扱いについては別に定める。